

第一号の二書式 (第十二条関係) (平4会計規4・全改、平7会計規2・平15会計規7・平17会計規3・平26会計規3・平29会計規2・令元会計規1・令2会計規7・一部改正)

何省(何庁)主管(所管)
令和何年度 (最終の計算書るときは、その旨を記入すること。)

何年何月から何年何月までの分

何々会計

歳入徴収額計算書

添付書類

何々

証拠書類

書面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁名

職官氏名

年月日提出

歳 入 徴 収

科 目	要 摘	徴 収 決 定 済 額		収 納 済 歳 入 額		不 納 欠 損 額		収納未済 歳 入 額	備 考
		本 期 分	本 期 まで の 累 計	本 期 分	本 期 まで の 累 計	本 期 分	本 期 まで の 累 計		
何々(部)		円	円	円	円	円	円	円	
何々(款)									
何々(項)									
何々(目)									

参 考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とすること。
- 2 勘定の区分のある特別会計にあっては、科目の欄中「何々(部)」とあるのは「何々(勘定)」として記入すること。
- 3 2以上の部又は勘定(勘定の区分のない特別会計にあっては、款)の歳入があるときは、合計を付すること。
- 4 既往年度の収納未済歳入額で本年度に繰り越したものは又は徴収決定外に誤納したものがあるときは、その金額を徴収決定済額の欄に記入すること。
- 5 既往年度の収納未済歳入額で翌年度に繰り越したものは(歳入徴収官事務規程第38条各号に掲げる特別会計及び歳入に係るものを除く。)又は誤びゅう訂正等により徴収決定済額を減額したものがあるときは、その金額を徴収決定済額の欄にマイナスの記号を付して記入すること。
- 6 収納済歳入額で、日本銀行の歳入金月計突合表と符合しないものがあるときは、その理由を備考欄に記入すること。

- 7 滞納処分の執行を停止中のものがあるときは、収納未済歳入額の欄にその額を内数として記入すること。
- 8 この表は、事情により1証明期間に属する各月ごとに、この書式に準じて作成し、当該証明期間分として取りまとめることができる。この場合においては、各月分の「歳入徴収」の下に「何年何月分」と記入すること。
- 9 証明期間が一月の場合の計算書は、この書式に準じて作成すること。

甲 収入官吏現金領収額

摘要	金額	備考
<u>本年度3月31日までの分</u>	円	
何庁 収入官吏氏名		
計		
<u>その後出納整理期限までの分</u>		
何庁 収入官吏氏名		
計		
合計		

参考 この表は、最終の歳入徴収額計算書に添付すること。

乙 収納未済歳入額内訳 (その1)

摘要	金額	備考
(科目) (官署コード) (債権番号) (納付者名)	円	

乙 収納未済歳入額内訳 (その2)

納付者名 (番号)	収納未済給額	収納未済の内訳						備考	
		科目名	債権番号	分割番号	年度	定期月日	履行期限		金額
	円							円	

参考

- 1 (その1) 及び (その2) の表は、最終の歳入徴収額計算書に添付すること。
- 2 (その1) の表は、年度末現在の収納未済歳入額について、1件ごとに氏名及び金額を記入し、かつ、徴収決定をした年度別に作成すること。
- 3 (その1) の表に2以上の部の収納未済歳入額があるときは、合計を付すること。
- 4 (その2) の表は、各人ごとの総額の金額が50万円を超える収納未済歳入額について各人ごとに氏名、金額及びその合計を記入して作成すること。
- 5 (その2) の表に記入した収納未済歳入額については、収納済みとならなかった事由を同表の備考欄に記入すること。

丙 収納済歳入額と日本銀行領収済額との対照

摘要	金額 円	備考
収納済歳入額		
何年度歳入を本年度歳入として日本銀行に払込みしたもの		何年何月何日据置整理の分
何会計歳入を本会計歳入として日本銀行に払込みしたもの		"
何々		"
計		
出納整理期限までに日本銀行に払込みをしなかったもの		何円は某扱いの分何々の理由による。
本年度歳入を何年度歳入として日本銀行に払込みしたもの		何年何月何日据置整理の分
本会計歳入を何会計歳入として日本銀行に払込みしたもの		"
何々		"
計		
差引計		
日本銀行領収済通知総額		

参考 この表は、最終の歳入徴収額計算書に添付すること。